

Keidanren
Policy & Action

国民本位のマイナンバー制度への変革を求める

2018年2月20日

一般社団法人 日本経済団体連合会

目次

I. はじめに	1
II. マイナンバー制度の現状認識	1
III. 必要な施策	2
1. 個人番号の利用範囲の拡大	2
(1) 行政手続の抜本的な見直し	3
(2) 証券分野における公共性の高い業務	3
(3) 戸籍事務	4
(4) 不動産登記	4
(5) 民間事業	5
(6) その他	5
2. 特定個人情報に関する規制の見直し	6
(1) 利用目的の変更	6
(2) グループ内における個人番号の取り扱い	6
(3) 家族からの個人番号の未取得時における経緯の記録・保存要件の緩和	7
(4) 特定個人情報からの個人番号の除外	7
3. 個人番号カード・公的個人認証機能の普及・活用	8
(1) 利用場面の拡大	8
① ワンカード化の推進	8
② 選挙・投票における本人確認	8
③ 印鑑の廃止	9
④ 大規模イベントにおける活用	9
(2) カード紛失時の対応	9
(3) 多様な認証手段の確保	10
(4) 代替文字の利用に関する国民理解の促進	10

4. 情報提供ネットワークシステムの拡充.....	11
5. マイナポータルのさらなる充実.....	11
(1) API の着実な提供	11
(2) 子育てワンストップサービスにおける対象自治体の拡大	12
(3) 個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の受領.....	12
(4) 確定申告のさらなる電子化・簡素化.....	13
6. 法人番号の活用・拡充.....	13
(1) 番号の活用.....	13
① 行政機関に対する提出書類の省略	13
② 個人住民税特別徴収税額通知に記載する法人・事業所番号	14
③ 支払先からの法人番号の提供省略の明確化	14
(2) 番号の拡充.....	14
① 事業所単位での付番	14
② 民法上の組合への付番	15
(3) その他.....	15
① 個人事業主への付番	15
② 法人インフォメーションの充実	15
7. 行政サービスの見える化.....	16
8. 国民理解の促進.....	16
IV. おわりに	17

I. はじめに

わが国はいま、他の先進国に先駆けて少子高齢化社会に突入している。人口構造の変化は長期的なトレンドであり、わが国は、少子高齢化・人口減少に向き合い、経済・社会の活力を維持・向上させる方策を提示しなければならない。そのためにも、デジタル化の推進を通じた官民の生産性向上と効率的な資源配分が不可欠である。

2016年1月に開始されたマイナンバー制度は、行政手続コストの削減と民間事業の高度化を通じた社会の効率化や、個人や世帯の実情に応じたきめ細かな行政サービスの展開を可能とする¹。情報通信技術（ICT）の急速な普及に加え、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、AI（人工知能）、ロボット等の革新的技術が登場するなか、同制度を前提として既存の手続・業務・慣習・制度を抜本的に見直し、国民・事業者・行政にとって最適な社会（Society 5.0²）を実現しなければならない。

II. マイナンバー制度の現状認識

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」）の第1条にあるように、マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性向上、行政の効率化を目的とする。官と官、官と民の間で個人番号（マイナンバー）や法人番号を含む情報を流通・連携させることで、デジタル社会の基盤となることが期待されている。

早くから番号制度を導入した国々では、官民が保有する国民の住所情報の自動更新（フィンランド）、税務当局の把握する情報が納税者に提示された形で申告を行う「記入済み申告制度」（スウェーデン）、行政機関の保有情報を集約して個人データを共有するプラットフォーム（シンガポール）、行政機関の保有情

¹ たとえば、政府が「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）で打ち出した「幼児教育の無償化」「高等教育の無償化」の実施にあたり、マイナンバー制度を活用して国民の所得を正確に把握し、真に必要な者に補助や給付を限定することが可能となる。

² 政府が「第5期科学技術基本計画」（2016年1月22日閣議決定）で打ち出した概念。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会を指す。

報を活用した簡便な国勢調査（オーストリア）、自宅やオフィスでの各種証明書の発行・利用（韓国）等のサービスが展開されており、国民・事業者・行政の利便性は高い。

翻ってわが国では、番号制度を円滑に導入する観点から、個人番号の利用範囲を一部の行政事務に限定するとともに、特定個人情報³に関して、収集・保管・提供等をはじめ様々な規制が設けられている。このため、マイナンバー制度の潜在能力が十分に発揮されているとは言い難い。

番号法の附則第6条は、2015年10月の法施行後3年（2018年10月）を目途に法律の規定を検討し、必要に応じて所要の措置を講じることとしており、総務省と内閣官房の「マイナンバーカード利活用促進ロードマップ」においても、2019年の通常国会に向けた個人番号の利用範囲の拡大が提示されている。

2017年3月29日の規制改革推進会議において、安倍首相は「行政手続簡素化の3原則⁴」の徹底を各省庁に指示し、同年12月22日のIT総合戦略本部では、電子申請に関する添付書類の撤廃に向けた法案作成の指示も出された。

首相指示を貫徹し、デジタル社会を目指すためには、番号法の規制を見直し、マイナンバー制度を新たな社会基盤に相応しいものとしなければならない。

Ⅲ. 必要な施策

1. 個人番号の利用範囲の拡大

番号法第9条に基づき、個人番号の利用範囲は税・社会保障・災害対策の3分野に限定されている。しかしながら、首相指示に基づくデジタル社会を実現するためには、幅広い分野で個人番号を利用する必要がある。そこで、現在は個人番号の利用範囲の拡大に法改正が必要となっているが、社会の多様なニーズへの迅速な対応を図るため、法律よりも下位の法規範で利用範囲を規定すべきである。以下には、国民や事業者のメリットが大きく、早急に対処すべき項目を例示する。

³ 個人番号をその内容に含む個人情報を指す。

⁴ ①行政手続の電子化の徹底、②同じ情報は一度だけの原則、③書式・様式の統一。

(1) 行政手続の抜本的な見直し

たとえば、株式会社の設立登記の申請にあたり、商業登記簿に代表取締役（代表執行役）の氏名・住所を記載するため、本人確認書類として、印鑑証明書や住民票の写し等の提出が求められている。また、社会保険分野においては、氏名・住所異動に伴い、国民や事業者は日本年金機構、公共職業安定所（ハローワーク）、医療保険者に対して異動の手続を実施している。

安倍首相が指示した「添付書類の撤廃」を実現し、国民や事業者の生産性向上を図る観点から、個人番号を活用した行政機関間のバックオフィス連携を進めて各種証明書の発行・添付を省略するとともに、複数機関への重複した異動手続を廃止すべきである⁵。

(2) 証券分野における公共性の高い業務

証券分野に関しては、「公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。」⁶とされており、顧客情報管理機関が個人番号を利用するとともに、その業務の範囲で住基ネットから個人番号を含む本人確認情報を取得し、証券会社に通知することを可能にすべきである。

証券取引において、口座開設者・保有者は、所得税法等の法令に基づき個人番号を証券会社に通知することが義務付けられている。また、証券会社は、税務署に提出する株式取引等に関する支払調書に、株主たる顧客の個人番号を記載する必要がある。しかしながら、個人番号の把握に向けた関係者の努力にもかかわらず、個人番号が把握された口座数は、全口座数の4割程度⁷にとどまっ

⁵ 行政機関等においては、個人番号を用いて「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」から最新の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を取得可能である。そのため、行政の情報システムと住基ネットを接続してバックオフィス連携を進めることで、異動の手続を廃止すべきである。

⁶ 「日本再興戦略改訂2015」（2015年6月30日閣議決定）

⁷ 日本証券業協会によると、証券会社の全個人口座数に対する個人番号の把握済み口座数の割合は約38%（2017年9月末時点）。なお、一部の支払調書には、記載が必要な個人番号の告知について3年間の経過措置が設けられているが、2018年末に迫る猶予期限までに全顧客の個人番号を把握することは不可能に近い。

ており、証券分野において個人番号が十分活用されているとは言い難い状況にある。

(3) 戸籍事務

1995年より、地方自治体は個別に戸籍情報システムの電算化を実施した。そのため、地方自治体間で戸籍情報を連携・共有することができず、利用者は原則として本籍地の窓口で戸籍謄本・抄本を取得しなければならない。戸籍謄抄本は年金・社会保障の給付金の受給手続や一般旅券の発給申請、戸籍の届出（出生、死亡、婚姻等）等の様々な手続で必要となるため、マイナンバー制度を活用した行政機関のバックオフィス連携による戸籍謄抄本の添付不要化や、改製原戸籍を円滑に取得する仕組みの構築による国民の負担軽減が望まれる。

戸籍事務における個人番号の利用については、「日本再興戦略改訂 2015」において、「2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる」とされたことを受け、所管省庁が具体策を検討している。政府においては、戸籍謄抄本の添付を省略する複数の方法を比較・検討し、可能な限り早期の実現を図るべきである。

(4) 不動産登記

近時、相続登記の未了等に起因する所有者不明土地の存在が、地方自治体の固定資産税業務やインフラ整備、農地・林地の集約化、民間の開発事業等のさまざまな場面で問題となっている。将来的に、個人番号を行政内部で活用することで、このような問題の解消に資する可能性もある。

現在、一般社団法人 金融財政事情研究会「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」において、登記制度のあり方等について検討が進められているところであり、マイナンバー制度の活用という視点も含め、議論が深められることが期待される。

(5) 民間事業

行政機関が保有する国民の最新情報（住所変更、改姓、生存・死亡等）について、顧客の個人番号を利用して事業者が迅速に取得できれば、民間における新たなサービスが展開され、国民の利便性向上に資すると考えられる。

そこで、顧客の本人同意を前提に個人番号の民間利用を認めるべきである⁸。

ただし、民間利用の推進にあたっては、事業者に対する報告義務や個人番号の取得義務が新たに課されないよう、十分な配慮が必要である。

(6) その他

年末調整の実施にあたり、従業員は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」および「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」を勤務先の事業者提出している。事業者が当該申告書に基づき年末調整を行ったのち、年末調整の内容に誤りがある場合、税務署は事業者源泉徴収税額の是正を求めるが、納付すべき税額等の情報を併せて提示することは原則としてなく、事業者税額算出のための大きな負担が生じている。

個人の所得情報や世帯情報等について、個人番号の紐付けや国・地方の税務当局間のデータ連携を進め、国税当局における正確な把握を実現することにより、年末調整の内容に誤りがある場合には納付すべき税額等の情報を事業者提示して源泉徴収額の是正を求めることとすべきである。

なお、将来的には、「記入済み申告制度」や、年末調整において関係情報をオンライン上で一元的に確認し活用できる仕組みを整備するといった諸外国の取組例も参考とし、納税者が簡便・正確に手続を行うことができる利便性の高い納税環境を目指すべきである。

⁸ 個人番号を利用して住民基本台帳に保存されている基本4情報を取得するためには、番号法の改正に加えて住民基本台帳法の改正も必要となる。

2. 特定個人情報に関する規制の見直し

個人番号を含む個人情報は「特定個人情報」と定義され、通常の個人情報に比べて厳格な規制が設けられている。マイナンバー制度を活用したデジタル社会の実現に向け、特定個人情報における必要な見直しを以下に記載する。

(1) 利用目的の変更

あらかじめ特定した利用目的と異なる個人番号の利用は認められていないため、取得時と異なる目的で利用する必要がある場合、事業者は個人番号をあらためて取得しなければならない⁹。特定個人情報の収集にあたり、取得側と提供側の双方に追加的な事務コストが発生することを踏まえ、利用目的の変更を柔軟に認め、既に取得した個人番号を別の目的でも利用可能とすべきである¹⁰。

また、現状では、取得時と異なる目的に利用する場合には、事業者があらためて各個人に通知等を行わなければならないが、個人番号関係事務実施者（事業者）に対して、各個人に繰り返し利用目的の通知等をさせることは非効率である。個人番号の利用が予想される全ての事務を事前に特定して個人に通知等を行うことは現実的でないため、法律で認められた利用目的であれば、事業者から各個人にあらためて通知等を行うことを不要とすべきである。

(2) グループ内における個人番号の取り扱い

番号法は、法的な人格を超える特定個人情報の移動を「提供」と定義し、原則として第三者提供を認めていない。そのため、出向や転籍により従業員がグループ内の別法人に異動した場合も、出向先や転籍先の事業者は従業員本人からあらためて個人番号を取得して社会保険等の手続を実施しなければならない。同様に、たとえば証券会社がNISA目的で収集した顧客の個人番号について、グループ内の銀行の預金口座への付番に利用することはできない。

⁹ 当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内であれば再取得は不要。

¹⁰ たとえば、給与所得の源泉徴収票作成事務のために事業者が従業員から取得した個人番号について、取得後に新しく設定した福利厚生（財形貯蓄、職場つみたてNISA等）の目的で利用すること等を認めるべきである。

こうした特定個人情報の提供制限により、顧客や従業員と事業者との間で煩雑な事務負担が発生している。そこで、個人番号を利用する事務の範囲については、本人同意を前提として、グループ内の顧客や従業員の個人番号の共有を認めるべきである。

(3) 家族からの個人番号の未取得時における経緯の記録・保存要件の緩和

個人情報保護委員会「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』に関するQ&A」では、法定調書の作成に際して従業員等から個人番号の提供が受けられない場合に、提供を求めた経緯を記録・保存しなければならないとされている。

扶養家族の個人番号は従業員本人が事業者に提出することになるが、個人的な事情¹¹により個人番号の提供に応じない扶養家族もあり、個別事例の経緯を逐一、記録・保存することは、事業者には過重な負担を生じさせている。

そこで、従業員の入社時の手続案内や身上異動届の提出ページに利用目的の明示と提供の求めを掲載・周知することにより、扶養家族による番号の不提供について、個別の経緯の記録・保存を省略可能とすべきである。

(4) 特定個人情報からの個人番号の除外

特定個人情報に関する収集・提供・保管等の制限や罰則の強化は、特定個人情報を取り扱う事業者には負担¹²を生じさせているほか、国民の個人番号に対する不安の増加を招いている。仮に個人番号が流出した場合も、情報提供ネットワークシステムでは機関別の符号を利用して情報を照会・提供するため、個人番号をキーに様々な情報が流出するとは考えにくい。

¹¹ 扶養家族が勤務先への番号提供やマイナンバー制度自体に不安を持ち個人番号の提供を拒むケースや、婚姻関係の破綻により扶養家族から番号の提供を拒否されるケースがある。

¹² 特定個人情報を適切に取り扱うため、事業者は個人情報保護委員会のガイドラインに基づく安全管理措置を講じなければならない。なかでも、「技術的安全管理措置」の一環として、特定個人情報ファイルへのアクセス制御が求められている。大規模事業者の実務においては、人事担当者と給与・社会保険担当者が異なるため、個人番号を管理するためのデータベースを別途作成したうえで必要なセキュリティ対策を実施している。なお、特定個人情報の取り扱いを外部に委託することで、年間約1億円弱のコストをかけている事業者も存在する。

また、2017年5月に改正個人情報保護法が全面施行され、保有する個人情報
が5,000件以下の事業者も同法の適用対象となったことから、全ての事業者に
おいて、個人情報保護法に基づく適正な安全管理措置が講じられている。

さらに、電子行政の先進国家のなかには、個人番号に相当する「国民ID番
号」を公知のものとしている国もみられる¹³。

こうした状況を踏まえ、個人番号を特定個人情報から除外して個人情報と同
等の位置付けとすべきである。

3. 個人番号カード・公的個人認証機能の普及・活用

行政機関が発行する公的な身分証明書¹⁴である個人番号カードには公的個人
認証機能も標準搭載され、対面・書面での行政手続のオンライン化や民間取引
における新たなサービスの提供が進んでいる。今後、国民による個人番号カー
ドの保有を前提とした行政サービスの展開が求められる。

(1) 利用場面の拡大

① ワンカード化の推進

官民の様々な機関が手続に応じて多種多様なカードを発行しており、それら
を一元化することで、個人番号カードの利用場面を増やすことが有用である。
具体的には、運転免許証や健康保険証、年金手帳等に加えて、母子健康手帳や
図書館カード等を個人番号カードに一元化すべきである。

② 選挙・投票における本人確認

現状では、事前に有権者へ送付された入場券や案内などの通知と選挙人名簿
を照らし合わせることによって本人確認をしているが、券面に顔写真が表示さ
れており通知よりも本人確認精度が高い個人番号カードを利用すべきである。

¹³ エストニアにおいて、11桁の国民ID番号は個人情報保護法の保護対象ではなく、国の財産であり公知
のものとしてされている。(出所：ラウル・アリキヴィ／前田陽二著「未来型国家エストニアの挑戦」)

¹⁴ 高齢者による運転免許証の返納時に個人番号カードを配付し、身分証明書としての活用を促すことも
一案である。

併せて、個人番号カードに標準搭載されている公的個人認証機能を活用してインターネット投票を可能とする仕組みを積極的に検討すべきである。

③ 印鑑の廃止

電子署名法等に基づき、個人番号カードを活用した電子署名・電子証明書は印鑑・印鑑証明書と同等の効力を持つことが法的に認められている。既に民間では、契約書への署名・押印を個人番号カードで代替する動きもみられる¹⁵。こうした動向を踏まえ、行政への入札・契約に必要な契約書・請求書の電子化により電子契約の基盤を構築するとともに、電子証明書の取得にかかる事業者の負担等にも配慮したうえで、行政手続における印鑑・印鑑証明書を廃止すべきである。

④ 大規模イベントにおける活用

2020年の東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする大規模イベントの実施にあたっては、チケットの不正転売の防止やテロ対策のため、入場者の本人確認・身元確認が欠かせない。個人番号カードに格納されている公的個人認証機能は高い信頼性と正確性が確保されていることから、大規模イベントにおける本人確認・身元確認手段としての活用を積極的に検討すべきである。

また、個人番号カードを活用したチケットレス入場の実装にあたり、訪日外国人が持つ自国の国民 ID カードも同様に活用できるよう、互換性を確保すべきである。

(2) カード紛失時の対応

個人番号カードを紛失した場合、警察に遺失届を提出したうえで、居住地の地方自治体に対してカード再発行の手続を取る必要がある。手続から再発行までには少なくとも数週間を要するが、個人番号カードを社員証や民間サービス

¹⁵ たとえば、三菱東京 UFJ 銀行は個人番号カードの署名用電子証明書を活用して電子的に住宅ローン契約が可能なサービスを提供している。

で利用するうえでは、紛失時の即時再発行によりサービスを継続して提供する仕組みの構築が欠かせない。そこで、カードの再発行が完了するまでに一時的に利用できる代替カードを発行可能とすべきである。

併せて、紛失時の不正利用に対する補償制度についても検討すべきである。

(3) 多様な認証手段の確保

オンライン上での個人認証は電子行政サービスを支える基盤であるが、個人番号カードに搭載された公的個人認証機能の活用には原則として IC カードリーダーライターが必要となっている。それに対し諸外国では、電子的な身分証明書である「eID」の利用にあたり様々な方法が認められている¹⁶。わが国においては、電子証明書をスマートフォンの SIM カードに搭載することが検討されているが、諸外国の事例を参考に、生体情報等に基づく認証も可能とするなど、多様な認証手段を確保することも重要である。

(4) 代替文字の利用に関する国民理解の促進

個人番号カードに搭載された公的個人認証機能の電子証明書は、利用文字を JIS 第 1 水準、JIS 第 2 水準、JIS 補助漢字の約 13,000 文字に限定している。この範囲に含まれない文字は代替文字に置き換えて表現されるため、個人番号カード券面の記載文字（住民票の文字と同一）と電子証明書の利用文字が異なる場合がある。この点について、国民の理解が進んでいるとは言い難い¹⁷。

今後の行政サービスの基盤としてマイナンバー制度を位置付けるためには、代替文字の利用に対する国民の理解を促進するとともに、行政手続に代替文字を使う際の方針を明確化すべきである。

そのうえで、地方自治体における外字の追加登録を制限するとともに、既存の外字を集約することも重要な課題である。

¹⁶ ID とパスワードのほか、ワンタイムパスワードや生体情報を加えた認証手段が存在する。

¹⁷ 「マイナンバーカード総合サイト」には、「よくあるご質問」として「個人番号カード交付申請書の『代替文字情報』とはなんですか」という問いが掲載されている。

4. 情報提供ネットワークシステムの拡充

2017年11月に本格稼働を開始した「情報提供ネットワークシステム」は、IT総合戦略本部が目指す「デジタル化3原則¹⁸」の実現の中核を担う仕組みである。情報連携を拡大し、ワンスオンリー原則を実現するためにも、接続対象となる行政機関を拡大するとともに、民間への開放も検討することが重要である。

なお、約1,400の健康保険組合（健保組合）については、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムに接続しているが、中間サーバーを所管する厚生労働省が事前の対話なくシステム構築を進めたため、同システムから取得できる情報は健保組合が真に必要とする情報となっていない。それにもかかわらず、健保組合は中間サーバーのシステム運営費と更新費のため、年間数十億円の負担を求められている。

こうした現状を踏まえ、今後民間が同システムに接続する可能性が生じた場合には、関係者間で丁寧な対話を行い、情報照会者の費用負担や取得できる情報について合意を得るべきである。

5. マイナポータル¹⁹のさらなる充実

2017年11月よりマイナポータル（情報提供等記録開示システム）の本格運用が開始され、公金決済や医療費控除の簡素化など、国民に対する様々なサービスが計画されている。行政と国民とのオンライン窓口として、マイナポータルのさらなる充実に期待する。

(1) APIの着実な提供

マイナポータルのAPIが民間に提供され、外部の情報システムから行政機関が保有する利用者の特定個人情報を入手・活用できれば、行政手続や民間取引における納税証明書や所得証明（課税証明書）の添付を省略できるほか、政府が目指す「コネクテッド・ワンストップサービス」（引越し、介護、死亡・相続）

¹⁸ ①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ。

の実現に資する。

内閣府は 2019 年度までにマイナポータルの自己情報表示機能やサービス検索・電子申請機能等の API を提供することとしており、国民のニーズを踏まえた API の整備・提供が求められる。

(2) 子育てワンストップサービスにおける対象自治体の拡大

昨年 11 月に本格運用を開始したマイナポータルでは、「子育てワンストップサービス」が提供されており、「児童手当」「児童扶養手当」「保育」「母子保健」に関する最大 15 の手続で電子申請が可能である。

しかしながら、対応状況は地方自治体ごとに異なり、電子化が進んでいない地方自治体もある。オンライン・ワンストップの手続を実現する、地方自治体の一層の電子化推進が必要となることから、内閣官房と総務省が共同で推進する「自治体クラウド」の取り組みを加速させるなど、地方自治体の電子化に向けた政府の支援が欠かせない。

(3) 個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の受領

給与所得等に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）について、地方自治体が特別徴収義務者（事業者）に対して書面で通知するため、事業者には通知書を仕分けして従業員に交付する事務作業が発生している。

政府・与党は現在、「eLTAX（地方税ポータルシステム）」により事業者を經由して従業員（納税義務者）に対して電子的に交付する方法を検討している。まずはこの仕組みを早期に具体化し、事業者の作業負担を軽減すべきである。

なお、将来的にマイナンバー制度が国民に広く浸透した段階においては、事業者を介さずに地方自治体から納税義務者のマイナポータルに直接通知を送付することも検討課題となる。

(4) 確定申告のさらなる電子化・簡素化

所得税の確定申告に係る国民の利便性向上の観点から、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」で掲げられている通り、マイナポータル上で医療費通知及びふるさと納税受領金額に係る通知データを受領・確認し、e-Tax への自動転記を可能とすべきである。

6. 法人番号の活用・拡充

行政手続のデジタル化を実現するうえで、個人番号と並び法人番号も重要な基盤となる。官－官、官－民、民－民でのさらなる利用に向けて必要な施策を以下に述べる。

(1) 番号の活用

① 行政機関に対する提出書類の省略

国や地方自治体が実施する建設工事等の競争入札への参加資格申請にあたり、事業者は登記事項証明書や納税証明書、保有資格等の様々な証明書を提出しなければならない。このほかにも、印鑑証明書や代表者事項証明書、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、履歴事項一部証明書など、行政が保有する証明書を事業者に入手・提出させている事例は多くみられる。

このような事業者の負担を軽減するため、行政手続における法人番号の入力を原則化するとともに、法人番号を活用した行政機関間のバックオフィス連携により証明書の提出を省略すべきである。

また、地方自治体の入札案件では、自治体ごとに入札参加申請書や委任状の様式が異なるため、事業者の書類作成に係る負担が大きい。法人番号に入札の基本情報を紐付けることで、ワンスオンリー原則を実現し、個別に入札関連書類を作成することを省略すべきである。

② 個人住民税特別徴収税額通知に記載する法人・事業所番号

地方自治体が事業者へ送付する給与所得等に係る個人住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）には、各自治体の付番する企業コードが任意に決められているため、シェアードサービス¹⁹を実施している事業者が法人名や支店名、事業所名で仕分けする際、企業コードを利用できない。

そこで、企業コードに法人番号を活用し、給与支払者単位での法人番号の付番を前提に、一意の番号になるようにすべきである。また、後述のとおり、事業所単位でも法人番号を付番すべきである。

③ 支払先からの法人番号の提供省略の明確化

国税庁「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」によると、税務関係の調書等を作成する場合、事業者は支払先から法人番号の提供を受けるとされている。しかしながら、法人番号は原則として一般に公開され、国税庁の「法人番号公表サイト」において検索できるため、支払先から提供を受ける必要性は乏しい。

このような状況に鑑み、法人番号が公表されている場合には²⁰、支払先からの提供を省略し、事業者自身で「法人番号公表サイト」等で検索のうえ、記載できることを明確化すべきである。

(2) 番号の拡充

① 事業所単位での付番

税・社会保障分野における手続は、事業所単位で実施するものが多いが、事業所は法人番号の付番対象ではないため、これまで同様、名称や住所地から事業所を特定する必要があるが生じている。官民における事務の効率化を図るため、事業所単位で法人番号を付番すべきである。

¹⁹ 複数の企業や組織に散在する共通業務（経理や総務等の間接業務）を1箇所へ集約・標準化し、コスト削減と業務の効率化を図る経営手法。

²⁰ 人格のない社団等が届出により法人番号の指定を受けた場合には、基本3情報の公表には代表者もしくは管理人の同意が必要となる。

② 民法上の組合への付番

持株会は税務署に対して、「信託の計算書」「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を提出する義務がある。持株会の組織形態には「民法上の組合」「権利能力なき社団」「任意団体」の3つが存在するが、大半は民法上の組合として設立されている。その場合、当該持株会に法人番号は付番されないため、支払者の番号欄には理事長の個人番号を記載することになるが、持株会では事務局の事務担当者が実務を担う場合が多く、理事長の個人番号の収集・管理にかかる負担が生じている。

そこで、国税庁長官への届出により、持株会のような民法上の組合に対しても法人番号を指定することを検討すべきである。

(3) その他

① 個人事業主への付番

個人事業主は法人番号の付番対象ではないため、個人事業主が取引先の場合、事業者は法人番号を利用して管理することができない。そこで、プライバシー保護に十分な配慮を行ったうえで、個人事業主に対しても、法人番号と同様に一般に公開される番号を付番することを検討すべきである。

② 法人インフォメーションの充実

内閣官房と経済産業省が運営する「法人インフォメーション」は、取引先の管理等への活用が期待できるため、さらなる情報の充実を求めたい。具体的には、現状でも記載されている国の官庁が実施する競争入札に関する落札実績に加え、地方自治体の落札情報も掲載すべきである。

7. 行政サービスの見える化

国民本位の電子行政を目指すためには、行政サービスの受益対象となる国民だけでなく、行政サービス自体への付番も重要である。「デジタル・ガバメント実行計画」（2018年1月16日 eガバメント閣僚会議決定）において、法令に基づく全ての行政手続等に固有の ID を振るとともに、行政サービスの改廃等に伴う保守・運用を継続的に実施することが盛り込まれたことは非常に心強い。

施策の実効性を高めるには、各府省庁、地方自治体が共通のルール・仕様のもと、網羅的かつ継続的な対応が不可欠となる。とりわけ、一部省庁や自治体における対応の漏れや、国・地方で様々な仕様が乱立する事態は避けるべきであり、行政サービスへの ID 付番とその運用方法の法制化も検討すべきである。

併せて、行政サービス ID 付番の対象となる省庁、地方自治体に跨る個別の行政サービスの網羅的な棚卸しとリスト化も実施すべきである。行政サービスに関する「ID 付番」と「網羅的なリスト化」双方を実現することで、行政主体の組織の壁を越えた網羅的かつ、容易な行政サービスの検索が可能となる。

既に民間において、行政サービスの標準メニュー体系である「ユニバーサルメニュー」が構築されているため、政府はぜひ参考にすべきである。

8. 国民理解の促進

マイナンバー制度を新たな社会基盤とするためには、国民の幅広い理解が欠かせない。これまでも官民を挙げて周知・広報活動を続けてきたが、事業者が顧客や従業員から個人番号の提出を拒絶される事例が発生するなど、さらなる理解の醸成が求められる状況である。

国民の理解を促進するため、税務調査等、制度の導入に伴い効率化が進んだ分野における効果を定量的に示すことが望ましい。それに加え、行政の透明性向上をアピールするため、同一機関内部での特定個人情報の授受についても閲覧できるようにすべきである²¹。

²¹ 現在でもマイナポータルを通じて国民は行政機関の保有情報や情報の照会・提供の記録を確認することができるが、行政機関内部の情報の照会・提供記録は確認できない。

IV. おわりに

デジタル・ガバメント実行計画においては、「デジタル化3原則」に基づく行政サービスの100%デジタル化が打ち出された。また、新たな経済政策パッケージにおいては、「行政からの生産性革命」も謳われている。

行政のあり方をデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」を実現し、革新的技術の活用により社会課題を解決する「Society 5.0」につなげるうえで、新たな社会基盤であるマイナンバー制度は極めて重要な役割を担う。

経団連は、数次にわたり共通番号制度の導入を提言し、2013年の法案成立後は会員に対する説明会やシンポジウムの開催、個人番号カードの取得要請等を通じて制度の円滑な導入に協力してきた。今後とも、デジタル社会の基盤となるマイナンバー制度の普及・発展に向けて取り組みを進めていく。

以 上

国民本位のマイナンバー制度への変革を求める（概要）

I. はじめに

1. わが国は少子高齢化・人口減少に向き合い、経済・社会の活力を維持・向上させる方策の提示が必要 ⇒ 官民の生産性向上 & 効率的な資源配分
2. 社会の効率化やきめ細かな行政サービスの展開を可能とするマイナンバー制度の活用により、既存の「手続・業務・慣習・制度」を見直して「Society 5.0」を実現

II. マイナンバー制度の現状認識

1. マイナンバー制度の導入目的：①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性向上、③行政の効率化 ⇒ デジタル社会の基盤として期待
2. 他方、個人番号の利用範囲の限定や特定個人情報の規制（収集・保管・提供の制限等）により、制度の潜在能力の発揮は不十分
3. 規制改革推進会議等における首相指示を実現するため、マイナンバー制度を新たな社会基盤として相応しいものとする事が重要

III. 必要な施策

1. 個人番号の利用範囲の拡大
(政省令での利用範囲の規定、行政手続の抜本見直し、戸籍謄抄本の添付省略 等)
2. 特定個人情報に関する規制の見直し
(利用目的の変更、グループ内の番号共有、特定個人情報からの個人番号の除外 等)
3. 個人番号カード・公的個人認証機能の普及・活用
(各種証明書のワンカード化、選挙・投票での利用、大規模イベント時の本人確認 等)
4. 情報提供ネットワークシステムの拡充
(行政機関間の情報連携の拡大)
5. マイナポータルのさらなる充実
(子育てワンストップサービスにおける対象自治体の拡大 等)
6. 法人番号の活用・拡充
(行政機関に対する提出書類の省略、事業所単位の付番、個人事業主への付番 等)
7. 行政サービスの見える化
(行政サービスへの付番、国民が行政サービスを容易に検索できるリストの採用)
8. 国民理解の促進
(行政の透明性向上、マイナンバー制度の導入効果の把握・開示)

IV. おわりに

1. 政府は「デジタル化3原則」（①デジタルファースト、②ワンストップ、③コネクテッド・ワンストップ）に基づく行政サービスの100%デジタル化を表明
2. 行政サービスのあり方をデジタル起点で見直す「デジタル・ガバメント」を実現し、「Society 5.0」につなげるうえで、マイナンバー制度の担う役割は極めて重要

